

2020年2月17日

国際人権法活用法連続講座～国際人権の切り口から学ぶ実務～

第5回「越境刑事法と国際人権」

講演概要

－講演その1－

「越境刑事法と国際人権」

石井由梨佳氏（防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授）

- 1 石井由梨佳氏からは、①越境刑事法の意義、②国際人権の意義と限界、③越境刑事法と国際人権法の相互作用、④日本国内法と越境刑事法の関係等について講演していただいた。
- 2 「国際犯罪」には国際法上構成要件と執行手続が定まっている国際法違反の犯罪と、国内法上の犯罪とがある。越境犯罪は専ら後者のうち国際協力が必要とされるものといえる。石井氏は、国際法上の観点から見た越境犯罪を、a.国際法益を害する越境犯罪（テロリズムなど）、b.国内法に共通する越境犯罪（麻薬犯罪など）、c.国際法が直接規律しない犯罪（競争法違反など）に分類する。

越境犯罪に関する主な国際協力として、①情報交換、証拠収集、②犯罪人引渡し、③受刑者移送、④その他の警察間協力、税関協力などがある。

①の証拠収集等については、基本は刑事共助条約に基づいて協力を行うことになる。しかし手続の時間と費用がかかる等の実務上の課題もある。

競争法等の執行協力を行うための行政協定で得られた情報が刑事捜査に用いられることもある。協定が締結される狙いの一つに、一方的な法執行に伴う司法摩擦を回避することがある。他方で情報が刑事事件に用いられる場合には、適正手続保障の観点から被要請国の同意の要否や秘密保持などについての調整が必要になる。

近年では通信事業者に対する情報提出に関する行政協定が着目されている。これはある国の当局が他国の管轄に服する事業者に対して刑事捜査のために通信データの保存、開示、提出を求めることを義務付けることを相互に許容する条約である。2019年10月に英米間で最初の行政協定が締結された。サイバー犯罪条約の第2追加議定書でも情報交換を強化する方向で交渉がなされている。

②の犯罪人引渡しについては、基本的に条約がなければ引渡し義務が無い。日本はアメリカと韓国しか引渡し条約を締結していない。多数国間条約を引渡し条約とみなせることもある。また、航空機不法奪取防止条約を始めとした対テロ条

約や拷問等禁止条約等は、「引き渡すか訴追せよ」という定めを置いている。

なお、容疑者を正規の手続で引き渡せない場合に、要請国に当該容疑者を国外退去させて事実上の引渡しを行う国家実践も存在する。

- 3 人権保障のあり方は各国の政治的、社会的、文化的選択によって異なる。国際人権法はそれらの相違に関わらず全ての国が遵守すべき法規範であり、多くの人権条約が締結されている。

しかし、その保障範囲には限界があることも少なくない。例えば市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）14条1項は「刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため」司法的救済を受ける権利を定めているが、ここには資産凍結措置などの行政決定は含まれないとされる。

また、国際人権条約の適用範囲は限定されている。例えば自由権規約では加盟国は自国領域内かつ管轄下の個人の権利を保障することが義務付けられるのに留まっている。それに伴い、越境犯罪の捜査については人権条約の適用が及ばないこともある。例えば、他国領域で違法に収集された証拠を排除すべきかについて、国際法上の規則は確立しておらず、多くは法廷地法により裁判所が判断することになる。日本でも法廷地主義が採用されている（最大判平成7・2・22刑集49巻2号1頁（ロッキード事件））。

- 4 日本においても越境犯罪に関する裁判例で人権が争われることがある。例えば死刑廃止国から死刑存置国への引渡しの問題である。欧州人権裁判所は、ゾーリング事件ではそのような引渡しは欧州人権条約が禁止する非人道的な待遇にあたり容疑者が死刑にされないことの保障がない限り引き渡すことはできないと判断した（Soering v. UK, 欧州人権裁判所, 1989年7月7日判決）。日本では、ソマリア海賊のアメリカから日本への引渡しが問題となったグアナバラ号事件において、日米が共に死刑存置国であるため、自由権規約の違反は導かれまいとされた（平成25年12月18日高刑集66巻4号6頁）。

また、日本のリモートアクセスを通じた刑事捜査に関して、刑事訴訟法218条2項に基づく電磁的記録の差押えにおいて、当該データが国外にある場合の適法性が問題となっている。裁判例は、必ずしも一貫していない。東京高裁H28年判決は主権侵害が問題となり得るとし、国際捜査共助によることが望ましいとした（東京高裁平成28年12月7日高刑集69巻2号5頁）。大阪高裁H30年判決とは、主権侵害があったといえるか疑問であり、侵害があったとしても、関係者の権利、利益が侵害されることは考えられず、かつ、被告人には当事者適格がないとした（大阪高裁平成30年9月11日（裁判所ウェブサイト））。東京高裁H

31年判決は、外交上の問題が生じるとしても、捜査の違法性の判断に直ちに影響を及ぼすものではないとした（東京高裁平成31年1月15日（裁判所ウェブサイト））。後二者は、国際法の観点から見ると論理の飛躍がある。リモートアクセス捜査を行う場合には、国内法のみならず国際法上の適法であることの根拠を示す必要がある。

- 5 日本は完全担保主義を取るため、条約の締結が他の先進国に比べて遅れることがある。組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の批准は2017年であった。資金洗浄や対テロ資金供与の規制についても、国内実施の不十分さと対策への疑問が指摘されている。海上犯罪についても、国内法制がないことが多い。例えば日本の外航船舶の9割以上は外国籍であるが、海賊が外国船舶から外国籍の日本運用船舶を襲撃した場合、日本領海外ではその海賊を刑事裁判にかける根拠がなかった。これを克服するために海賊対処法が2009年に制定された。

刑事領域ではないが、安保理指定の制裁としての資産凍結等の措置命令について、日本は2014年に関連法令を制定したが、厳格な認定基準を定めており、FATFの指針と矛盾する。港内の指定船舶留置のための法律等も無く、対北朝鮮制裁の国連加盟国義務について国内法上の不備がある。

越境犯罪規制は刑法のみならず人権法、通商法、安全保障など多岐に渡る領域の法を踏まえて設計される必要がある。日本としても先を見越した多面的な検討が必要になる。

－講演その2－

「越境刑事法と人権」

東澤靖弁護士（日本弁護士連合会国際人権問題委員会委員）

- 1 東澤靖弁護士からは、刑事法をめぐる様々な国家を超えた問題、それに対する実務家の対応や人権の保障等について講演していただいた。
- 2 国内で刑事法と人権の二律背反、司法審査による抑制が問題となるのと同様、国際関係でも、組織犯罪防止条約をウィーンで議論し、国際人権をジュネーブで議論するという状況がある。残念ながら、両者の統一を図り、バランスを取るシステムが存在しない。優劣関係もないため、ぶつかり合いが出てくる。

国際的に犯罪として各国が取り組もうという問題には、海賊、麻薬、テロなどがあり、条約を結んで引渡しと司法共助の規律を図っている。他方、人権のための条約として典型的なのは拷問等禁止条約であり、各国に拷問を禁止し、拷問を犯罪としなければならない義務を課している。ジェノサイド防止処罰条約、アパ

ルトヘイト禁止処罰条約，強制失踪条約等も同様である。これらの条約では，なるべく管轄権を広くし（拡張的または普遍的管轄権），それでも漏れる場合は管轄権を持つ国への引渡し義務を定める。指揮者の処罰（上官責任の法理），時効の不適用，上官命令・公的資格の無関係などの新しい法原則が採用されている。

拷問等禁止条約（3条）に関する代表的な例として，ピノチェト事件（1998年），フジモリ事件（2000年）がある。

- 3 国内法における人権保障の法技術が越境刑事法にも採用されてる。正犯・従犯・未遂犯の区別，責任阻却事由，罪刑法定主義，無罪推定等。近時は，被害者参加も取り入れられてきている。現時点では死刑の禁止を定める条約はないが，本来はそこまで考えられるはずである。

犯罪人引渡しについては，ノン・ルフールマン原則，慣習国際法としての政治犯罪人不引渡し，各国に受け入れられている両罰性の原則，引渡しを求めた罪以外での処罰を禁じる特定性の原則などが認められている。しかし，国際犯罪では，これらの原則の一部が適用されないこともある。また，これらが国内で裁かれるときにどうなるかが問題である。

- 4 人道に対する犯罪防止処罰条約（案）が2017年の国連国際法委員会で採択され，総会で審議中である。被疑者の人権等を条約の中に取り込んで規定している。ウィーンでも，刑事手続上の人権が法技術としてようやく反映されつつある。

以上